

*志木市「要約筆記者派遣」ご利用について

「要約筆記」とは・・・

話の内容を、その場で要約し文字にして伝えます

★利用できる人：聴覚または言語機能に障がいのある市内在住の人

★依頼できる内容

病院での診察や健康診断、**会社**の面接など

学校・保育園の参観・家庭訪問など

他、生活全般…講演会、結婚式、各種相談、手続きなど

※ただし、営利目的や政治・宗教活動などは依頼できません。県内都内派遣可。



★費用は…無料です

※ただし、参加費などが必要な場合、要約筆記者の分は依頼者負担となります。

★要約筆記者は…埼玉県が認定した資格保持者で、

通訳内容はすべて秘密を守ります。

※「名札」を装着します。念の為、申し込み時「名札装着」とご指示下さい。

★申し込みは…「埼玉聴覚障害者情報センター」へ

電話・FAX・郵便・メール（携帯・パソコン）でお申込みください。

（電話はセンター開所時間（日曜・祝日を除く午前9時～正午、午後1時～5時）に受付ます。メールは事前に登録が必要で、FAXで申し込まれた方にメールアドレスが連絡されます）

- ①住所、電話・FAX番号 ②氏名（団体名） ③派遣日時 ④派遣場所
⑤派遣内容（具体的に） ⑥待ち合わせ場所、をご連絡下さい。

「埼玉聴覚障害者情報センター」

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5

電話 048-814-3353 / Fax 048-814-3354

【問い合わせ先】

共生社会推進課 障がい者福祉グループ

電話：048-473-1111 内線2430

FAX：048-473-1118